

「平成 18 年 6 月 3 日に東京都内で発生したエレベーター事故」に関する  
消費者安全調査委員会からの意見に対する対応について（第 3 回フォローアップ）

令和 2 年 1 月  
国土交通省住宅局建築指導課昇降機等事故調査室

1. 保全性を確保した設計の徹底

第 1 回フォローアップ（平成 29 年 8 月）では、「保全性を確保した設計の徹底」について、「エレベーターの安全確保の徹底について（平成 28 年 9 月 1 日付け国住指第 1933 号）」により、（一社）日本エレベーター協会に要請しているとの回答でした。その後の取組があれば御教示ください。

（答）

- ご質問のとおり「エレベーターの安全確保の徹底について（平成 28 年 9 月 1 日付け国住指第 1933 号）」（以下、「安全確保徹底通知」という。）により、製造業者に対し、エレベーターの保守・点検時の作業を考慮し、保守・点検に関する技術情報及び一定の技術力を持つ保守点検員であれば、適切な保守・点検を確実に言い得るエレベーターとなるよう設計するよう要請しました。
- その後の取組として、維持管理指針等の説明会等の機会を捉え働きかけを行っていません。

## 2. 適切な保守管理の実現

- ①国土交通省では、昇降機の適切な維持管理に向け、関係者に対する説明会を実施されていますが、第2回フォローアップで御回答いただいた以降の実施状況及びこれまでの具体的な参加状況について御教示ください。
- ②第2回フォローアップで御回答いただいた、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」の活用状況に関するアンケート調査の結果を御教示ください。
- ③第2回フォローアップで御回答いただいた、アンケート調査の回答をもとに個別に実施した、各事業者等の取組についてのヒアリング結果を御教示ください。
- ④②のアンケート調査及び③のヒアリングにおいて、保守点検時の写真添付や実測データ等の記載に伴う課題や意見・要望等を確認されていますか。確認されている場合は、どのような課題等があったか、主な事例を御教示ください。
- ⑤④で見つかった課題等について対応策を検討されたり、実施されたりしたことがあれば、御教示ください。

(答)

- ① 第2回フォローアップ以降の上記説明会の実施状況及びこれまでの参加者数は以下のとおりです。

- ・令和元年 8月 8, 9, 27日 (一財) 日本建築設備・昇降機センター主催
- ・令和元年 9月 20, 27日 同上
- ・令和元年 10月 4, 10, 25日 同上
- ・令和元年 11月 8, 22日 同上

※いずれも、国土交通省からの依頼により開催。

- ・平成29年度参加者合計 883名／14回 (1道1都2府7県)
- ・平成30年度参加者合計 461名／11回 (1道1府9県)
- ・令和元年度参加者合計 410名／10回 (1道9県)

- ② ご質問のアンケート調査結果 (以下、「アンケート調査」という。) は、別紙のとおりです。
- ③ ご質問のヒアリングは、現在実施中です。
- ④ アンケート調査は別紙のとおりです。また、ご質問のヒアリングについては、現在実施中です。
- ⑤ ご質問のヒアリング結果を踏まえ、必要に応じて対策等を検討する予定です。

3. 保守管理に関する情報の伝達についての措置の実施（適切な保守管理の実現）

第1回フォローアップ（平成29年8月）では、エレベーター製造大手5社が点検マニュアルをウェブ上で公開されていることを承知しているとの回答でした。それ以外の製造業者の対応について、把握されていれば、その詳細を御教示ください。

（答）

- 別紙のアンケート調査では、製造業者に対するアンケートにおいて、「維持管理マニュアル等の必要な情報提供を行っていますか。」という問に対する回答は次のとおりです。
- ・行っている                    52件（71%） ※うち、5件がエレベーター製造大手
  - ・今後行う予定                20件（28%）
  - ・今後も行わない予定なし    0件（0%）
  - ・その他                         1件（1%）

#### 4. 情報に基づく保守管理の遂行のための措置の実施（適切な保守管理の実現）

①国土交通省では、昇降機の適切な定期点検の実施状況並びに点検内容について、抜き取り調査を実施されていますが、第2回フォローアップでのご報告以降の状況等を御教示ください。また、抜き取り調査で、適切ではない事例について、どのように御対応されたかを御教示ください。

②第2回フォローアップで上記抜き取り調査の実施状況を聞いた際に、優良な検査の方法の事例をまとめ、公表の予定という御回答をいただきましたが、その後、公表資料を出されていますか。出されていた場合、御提供をお願いします。また、公表資料を出されていた場合、どのような方法で配布されたのか、さらに、保守点検員に優良な事例が確実に伝わるために何か取組みをされたかについても、御教示ください。

③第1回フォローアップ（平成29年8月）では、所有者・管理者の理解度に関し、「今後フォローアップのような形で掌握したい。」との回答でした。その後の取組があれば御教示ください。

④第1回フォローアップ（平成29年8月）では、「エレベーターの安全確保の徹底について（平成28年9月1日付け国住指第1933号）」により、製造業者が、点検項目、点検周期、安全に関する措置の構造、調整方法、交換基準等必要な技術情報を提供することを、（一社）日本エレベーター協会に要請しているとの回答でした。その後の取組があれば御教示ください。

⑤第1回フォローアップ（平成29年8月）では、（一社）日本エレベーター協会等に参画していない保守管理業者に対する維持管理指針等の周知について、「定期報告受付団体が概ね各県にあり、そのような団体と連携し保守管理業者向けの説明会を検討中である。日本エレベーター協会会員に限らず広く説明会を行うことで検討中。」との回答でした。その後の検討状況又は開催されていればその詳細について御教示ください。

（答）

- ① 抜き取り調査については、平成28年度から平成30年度までの3年間において、年間あたり約160件程度実施しています。概ね適正に実施されていましたが、適切ではない事例があった検査項目について、特に留意すべき事項をリーフレットとしてとりまとめ、特定行政庁及び（一社）日本エレベーター協会等の関係機関に周知しました。
- ② 検査員のレベルアップのための定期検査の実例とポイント集は、現在とりまとめているところであり、今後公表・周知する予定です。
- ③ 別紙のアンケート調査にて実施済みです。

- ④ 平成 29 年度より継続（3 年間で合計 23 都道府県）して開催している説明会について、製造業者の参加を募り、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」等について周知を図っています。
- ⑤ 平成 29 年度より継続（3 年間で合計 23 都道府県）して開催している説明会について、定期報告の受付団体の協力を得て、（一社）日本エレベーター協会等に参画していない保守管理業者の参加を募り、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」等について周知を図っています。

5. 保守点検員の技術力を担保するための措置の実施（適切な保守管理の実現）

エレベーター製造業者における技術力を担保するための措置の取組状況について御教示ください。

（答）

- 別紙のアンケート調査では、製造業者に対するアンケートにおいて、「自社（グループ会社を含む。）の保守・点検部門を対象として、エレベーターの使用や機種に応じた保守・点検方法に関する研修会等を行っていますか。」という問に対する回答は、次のとおりとなっています。

・研修会を行っている	53 件（73%）
・今後研修会を行う予定である	19 件（26%）
・研修会等は行っておらず、今後行う予定はない	0 件（0%）
・その他	1 件（1%）

また、「自社以外の保守点検会社を対象として、エレベーターの仕様や機種に応じた保守・点検方法に関する研修会等を行っていますか。」という問に対する回答は、次のとおりとなっています。

・行っている	14 件（19%）
・今後行う予定	10 件（14%）
・維持管理マニュアル等を作成・公表している	42 件（57%）
・その他	7 件（10%）

6. 指針等の周知・普及及び改善等の実施（適切な保守管理の実現）

維持管理指針等の活用度や、維持管理指針等が所有者・管理者にとって活用しやすいものとなっているかを調査し、必要な改善に努めることに関し、実施状況及び今後の予定について御教示ください。

（答）

- アンケート調査で維持管理指針等の活用やその反映状況等を調査しており、その結果を踏まえて今年度エレベーター製造業者、保守点検業者等に対しヒアリングを行っています。当該ヒアリング結果を踏まえ、維持管理指針等の内容がより具体的かつ実務的なものとなるよう、必要な見直しを進めて参ります。

## 7. 既存のエレベーターに対する戸開走行保護装置の設置の促進

①国土交通省では、戸開走行保護装置の設置状況について調査を実施されていますが、既設エレベーターへの戸開走行保護装置の設置状況について、今年度の状況を御教示ください。

②上記の状況を踏まえ、今後、どのように戸開走行保護装置設置の普及促進を図っていくのか、予定を含め御教示ください。

③第1回フォローアップ（平成29年8月）では、「エレベーターの安全確保の徹底について（平成28年9月1日付け国住指第1933号）により、既設エレベーターに対する戸開走行保護装置の設置がさらに促進されるよう、製造者及び保守点検業者はそれぞれ、容易にかつ安価に設置可能な戸開走行保護装置の技術開発を促進することを、（一社）日本エレベーター協会、（一社）日本エレベーター保守協会等に要請している。」との回答でした。その後の進捗状況について御教示ください。

① 平成30年度に定期検査報告が行われたエレベーター約70万台における戸開走行保護装置の設置率は、23.0%です。（令和元年12月25日公表）

② 製造業者及び保守点検業者宛の安全確保徹底通知において、既設エレベーターにおける戸開走行保護装置の設置を進めるため、容易にかつ安価に設置可能な戸開走行保護装置の技術開発を促進するよう要請しています。国土交通省としては、引き続き製造業者及び保守点検業者に対し働きかけて参ります。

また、所有者関係団体及び都道府県宛の安全確保徹底通知において、所有者等に対し戸開走行保護装置の設置を働きかけるよう要請しているほか、維持管理指針の説明会等の機会を通じて所有者の意識の啓発を行っています。

③ その後の進捗状況について、今後調査を行う予定です。



## 8. 緊急時の初動体制・救助体制確保に向けた取組の促進

第1回フォローアップ（平成29年8月）では、「エレベーター協会等に参画していない保守業者には、定期報告の受付団体と連携して、社内マニュアルの整備と通報訓練の実施を促す予定。」「定期報告の受付団体と連携して、所有者・管理者への支援についても取り組んでいくことを考えている。」との回答でした。両回答に関するその後の取組について、御教示ください。

- 定期報告の受付団体の協力を得て、エレベーター協会等に参画していない保守業者及び所有者・管理者の参加を募り、維持管理指針等の説明会（平成29年度より3年間で合計23都道府県にて開催）において、マニュアルの整備や通報訓練の実施を促しています。